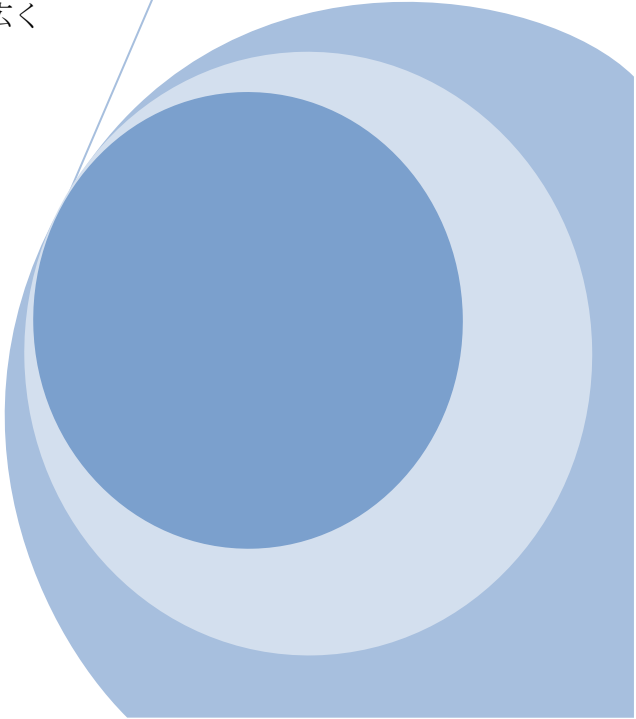




旧酒谷中学校 跡地利用者募集要項

閉校跡地を活用し、地域の振興発展に寄与する事業者等を幅広く募集します。

日南市教育委員会
平成29年10月



目 次

1	閉校跡地活用事業募集の趣旨.....	2
2	事業提案の諸条件.....	2
	(1) 応募資格.....	2
	(2) 貸付対象施設.....	2
	(3) 提案内容.....	2
	(4) 事業期間.....	2
	(5) 適正な維持管理.....	2
	(6) 法令等の遵守.....	2
	(7) 実施調査.....	2
3	貸付対象施設の詳細.....	3
4	特記事項.....	4
5	貸付に関する事項.....	4
	(1) 貸付使用料.....	4
	(2) 貸付に関する提案内容.....	4
	(3) 貸付期間.....	4
	(4) 事業者の費用負担.....	4
	(5) 第三者への権利移転等の禁止.....	5
6	今後のスケジュール.....	5
7	応募方法について.....	5
	(1) 募集要項の公表.....	5
	(2) 現地説明会.....	5
	(3) 応募に関する質問の受付・回答.....	5
	(4) 応募書類.....	6
	(5) 提出期限等.....	6
	(6) 応募に関する留意事項.....	6
8	跡地利用候補者の選定.....	6
	(1) 「(仮称)旧酒谷中学校跡地利用者選定委員会」の設置.....	6
	(2) 審査方法.....	6
	(3) 候補者の選定及び順位付け.....	7
	(4) 審査結果の通知.....	7
9	契約.....	7
	(1) 契約.....	7
	(2) 契約の解除.....	7
参考	平面図.....	8
様式 1	10
様式 2	11
様式 3	12
様式 4	13
様式 4-①	14
現地説明会申込書	15

旧酒谷中学校跡地利用者募集要項

1 閉校跡地活用事業募集の趣旨

日南市（以下「本市」とする。）では、閉校となっている酒谷中学校の校舎等（以下「閉校舎等」とする。）を有効に活用し、地域の振興発展に寄与する事業者等を幅広く募集します。

閉校舎等の活用を希望する方から、事業内容を提案していただき、決定しようとするものです。

2 事業提案の諸条件

（１）応募資格

どなた（法人、任意団体、個人を問いません）でも応募できます。ただし、次のいずれの項目にも該当しないものとします。

- ① 宗教活動・政治活動を行う利用
- ② 公益を害するおそれのある用途での利用
- ③ 税の滞納がある者

（２）貸付対象施設

酒谷中学校の校舎（管理・普通・特別教室棟）、プール付属室、体育館、体育倉庫、倉庫を貸付対象施設とします。

貸付対象施設は、一括貸付を原則としますが、提案内容により一部貸付を認めます。

（３）提案内容

閉校舎等が、地域の教育・文化・生活の中核的な公共施設であったことを踏まえ、地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であること。

（４）事業期間

提案事業は10年以上実施することを原則とします。

※ これに反した場合は、契約を解除し、原状回復してもらう場合があります。

（５）適正な維持管理

利用者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めてください。

なお、一括貸付及び一部貸付に関わらず、貸付対象施設の維持管理をお願いします。維持管理に要する経費はすべて利用者の負担となります。

（６）法令等の遵守

提案事業の内容によっては、建築基準法・都市計画法・消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、関係法令や条例、市の指導を遵守してください。利用希望者は、関係法令を十分理解したうえで応募してください。

（施設・設備についての建築基準法、消防法、自然公園法等に基づく許可等、また、事業内容によっては、保健所関係条例等の手続きが必要となる場合があります。）

（７）実地調査

使用貸借権の設定の日から3年間は、利用者の義務履行状況等を確認するために、使用状況の実地調査や事業報告を求めることがあります。

3 貸付対象施設の詳細

〈 旧日南市立酒谷中学校 〉

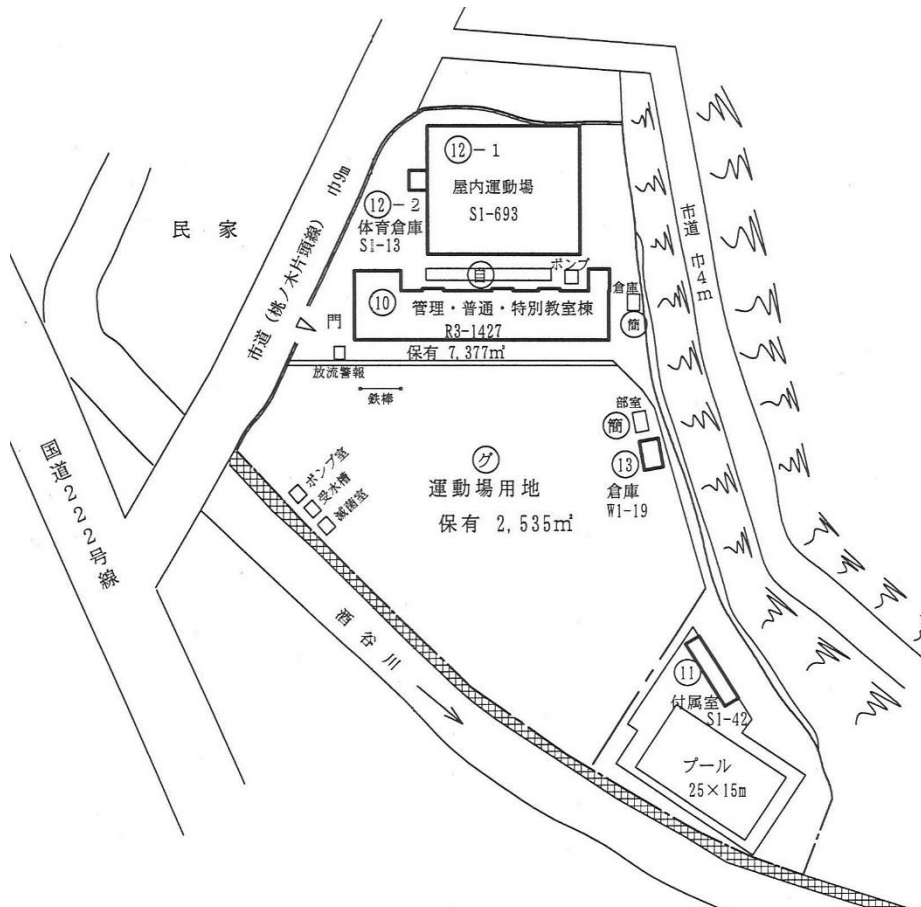
- (1) 閉校年月 平成28年3月
 (2) 住所 日南市大字酒谷乙10429番地（都市計画区域外）
 (3) 建物 校舎1棟（管理・普通・特別教室棟）、プール付属室、体育館、体育倉庫、倉庫

区分	面積	構造	建築年月	耐震結果 Is 値
管理・普通・特別教室棟	1,427 m ²	鉄筋コンクリート造	昭和54年1月	0.74
プール付属室	42 m ²	鉄骨その他造	昭和53年7月	
体育館	693 m ²	鉄骨その他造	昭和56年2月	0.94
体育倉庫	13 m ²	鉄骨その他造	平成14年8月	
倉庫	19 m ²	木造	昭和61年11月	

※ 平面図はP8～P9

- (4) 耐震状況 旧耐震基準
 (5) その他 ① 浄化槽は、単独浄化槽（60人槽）が設置されています。
 ② 水道は自己水源です。

《 配置図 》



4 特記事項

(1) 地域からの要望事項

- ① 地域住民が、交流、健康増進を行うためのイベント等を実施する際、体育館及び運動場を使用させるとともに、使用時の駐車について特段の配慮をお願いする。
- ② 記念樹、記念碑等は、既存のまま残すこと。

(2) その他

本施設は、日南市地域防災計画の避難場所(グラウンド)に指定されています。貸付対象施設においては、避難者の受入れに特段の配慮をお願いします。

5 貸付に関する事項

(1) 貸付使用料

- ① 応募者が希望する貸付使用料については、日南市財務規則の普通財産貸付けに係る規定に基づき算出します。詳しくは、学校教育課へお問合わせください。
 - ※ 維持管理に伴う光熱水費や燃料費、設備点検費用等は利用者の実費負担です。
 - ※ 貸付対象施設を一部分割して利用したい場合は、別途相談を受けます。
- ② 次の場合、無償又は減額貸付の対象となります。

他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体等が、公用若しくは公共用又は公益事業に供する場合であり、かつ地域の活性化に資するものと認められる事業の場合。

(2) 貸付に関する提案内容

地域活性化に資するものと認められる事業であること。(次のいずれかに該当すれば可)

- ① 閉校周辺地域又は本市の産業振興に資する事業
- ② 閉校周辺地域又は本市の福祉の向上に資する事業
- ③ 閉校周辺地域又は本市の雇用促進に資する事業
- ④ その他住民サービスの向上に資する事業

(3) 貸付期間

貸付期間は契約日より10年とし、期間終了後には更新できるものとします。

※ 10年間には、所要の改修期間を含みます。

(4) 事業者の費用負担

- ① 契約に要する費用は、利用者の負担となります。
- ② 閉校舎等の維持管理に要する費用は、利用者の負担となります。
- ③ 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修(※ 利用目的によっては、関係法令に対応した設備改修が必要となる場合があります。)については、事前に本市の承認を受けなければなりません。なお、施設の改修に係る費用は、すべて利用者の負担となります。
- ④ 利用期間中における破損等(天災によるものも含む)に係る修繕費用は、利用者の負担となります。
- ⑤ 貸付期間を満了した時及び施設等の使用を中止する場合は、速やかに現状に回復して返還していただきます。ただし、市長が認めた場合は、その限りではありません。

(5) 第3者への権利移転等の禁止

次の行為はできません。ただし、指定事業に反しない範囲において、やむを得ない事由が発生し事前に本市の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

- ① 使用貸借権を移転すること。
- ② 指定事業に反することとなる地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること。

6 今後のスケジュール

<スケジュール>

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 平成29年10月3日(火)から12月4日(月)まで |
| (2) 質問の受付公表 | 期間中随時 |
| (3) 現地説明会 | 平成29年11月1日(水) |
| (4) 審査書類提出 | 平成29年10月3日(火)から12月4日(月)まで |
| (5) 選定委員会 | 平成30年1月中 |
| (6) 各種手続き | 平成30年2月から3月頃まで |
| (7) 跡地利用開始 | 平成30年4月以降 |

※ (6)、(7)については予定です。各種手続等の進捗状況によっては、遅れる場合があります。

7 応募方法について

<応募方法>

(1) 募集要項の公表

- ① 公表場所
ア 日南市教育委員会 学校教育課
イ 日南市のホームページ
<http://www.city.nichinan.lg.jp/>

- ② 公表期間
平成29年10月3日(火)から12月4日(月)まで

(2) 現地説明会

対象施設で現地説明会を開催いたします。参加を希望される方は、申し込みを行ってください。

- ① 日時及び場所
平成29年11月1日(水)、午前10時から旧酒谷中学校で実施します。

- ② 参加受付
参加希望者は、別紙「現地説明会申込書」を10月27日(金)までに、日南市教育委員会学校教育課へ提出してください。(ファックス申込可)

※ 上記に関わらず、随時の説明会も行います。学校教育課管理係へお問い合わせください。

(3) 応募に関する質問の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を随時受け付けます。電話又はFAXでお問い合わせください。なお、問い合わせのあった質問と回答はホームページで公表いたします。

【問い合わせ先】 日南市教育委員会 学校教育課 管理係
TEL (0987)31-1178
FAX (0987)24-0987

(4) 応募書類

① 応募申請書（様式1）

② 申請者の概要書（様式2）

＜添付書類＞

・定款、寄付行為、規約、会則等、その他これらに類する書類の写し

・市民税、固定資産税、法人税等の納税証明書

・法人または個人によって、それぞれ下記の書類の添付が必要となります。

〔法人〕登記事項証明書、前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む。）

〔個人〕身分証明書、前年度分の確定申告書（附属明細書等を含む。）の写し

※ 任意団体は、規約や決算書など「法人」に準じてください。

・代表者及び役員等名簿

利用者から暴力団等を排除するため、必要に応じ申請情報を警察署等へ照会することがあります。

・団体等紹介パンフレットなど

③ 事業概要書（様式3）

④ 事業計画書（任意様式）

⑤ 収支計画書（3か年分、様式4、4-①）

※ 様式4及び4-①は、任意のものを使用しても構いません。

(5) 提出期限等

① 提出期限 平成29年12月4日（月）※ 必着

※ 土・日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで

② 提出場所 日南市教育委員会 学校教育課 管理係

〒887-0021 宮崎県日南市中央通一丁目9番地7（日南市役所第2南別館2階）

③ 提出部数 2部

④ 提出方法 持参又は郵送（FAX及び電子メールでの受付はいたしません。）

(6) 応募に関する留意事項

① 提出された応募書類の内容を変更、修正することはできません。

② 応募書類に虚偽の記載があった場合、応募資格を偽った場合は失格とします。

③ 提出された応募書類は、返却いたしません。また、応募書類を公開する場合があります。

④ 申請後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

⑤ 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。

⑥ 利用候補者の選定にあたり、必要に応じ追加書類の提出を求める場合があります。

8 跡地利用候補者の選定

(1) 「(仮称)旧酒谷中学校跡地利用者選定委員会」の設置

跡地利用候補者を選定するため、本市の副市長、教育長、関係課長、民間有識者及び地域代表からなる選定委員会を設置します。

(2) 審査方法

① 書類審査

第1回選定委員会において、提出された書類の審査を行います。

この際、提案内容が募集要項に合致しないと判断された場合は、その提案を退けます。

（全ての提案が退けられた場合、第2回以降は開催しません。）

② プレゼンテーション及びヒアリング

第2回選定委員会において、審査提出書類に基づき、事業の内容を応募者に説明していただくとともに、「地域貢献」や「地域要望」の実現可能性について個別ヒアリングを行います。

③ 審査

書類審査及びヒアリングの結果を基に、委員会において審査します。

審査項目は、次のとおりです。

- ア 応募者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 適格性
- イ 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 実現性
- ウ 収支計画（3年分）・・・・・・・・・・・・・・・・ 安定、継続性
- エ 地域要望への対応・・・・・・・・・・・・・・・・ 貢献度

④ その他

ヒアリングに出席しない場合は、失格とします。

（3）候補者の選定及び順位付け

選定委員会において、候補者を選定し、順位付けを行い、優先利用者、次に高い順位の候補者を次点者と選定します。

※ 審査の結果、一定水準を満たしている提案がない場合は、「候補者なし」とする場合があります。

（4）審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に通知します。また、市ホームページにおいて審査概要を公表します。

※ 施設を開設するまでの間に、利用者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、候補者としての資格を取消すことがあります。

※ 閉校舎等利用者としての決定を受けられないことによって生じる一切の損害や賠償等については、市は責任を負いません。

9 契約

（1）契約

次の手続きの終了後に、市は利用者と利用方法に応じた貸付契約を締結します。

① 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続き

② その他の事務処理

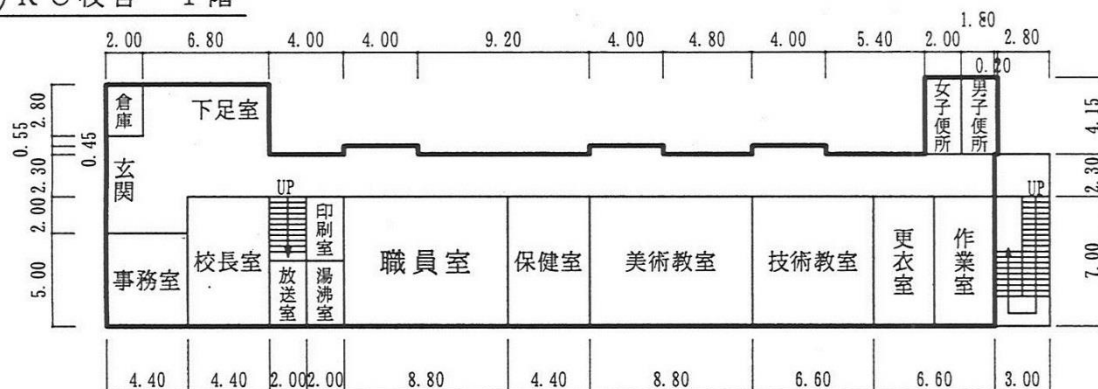
※ 施設・設備についての建築基準法、消防法等に基づく許可等、また、事業内容によっては、保健所関係条例等の手続きが必要となる場合があります。許可申請手続き等は利用者の負担となります。

（2）契約の解除

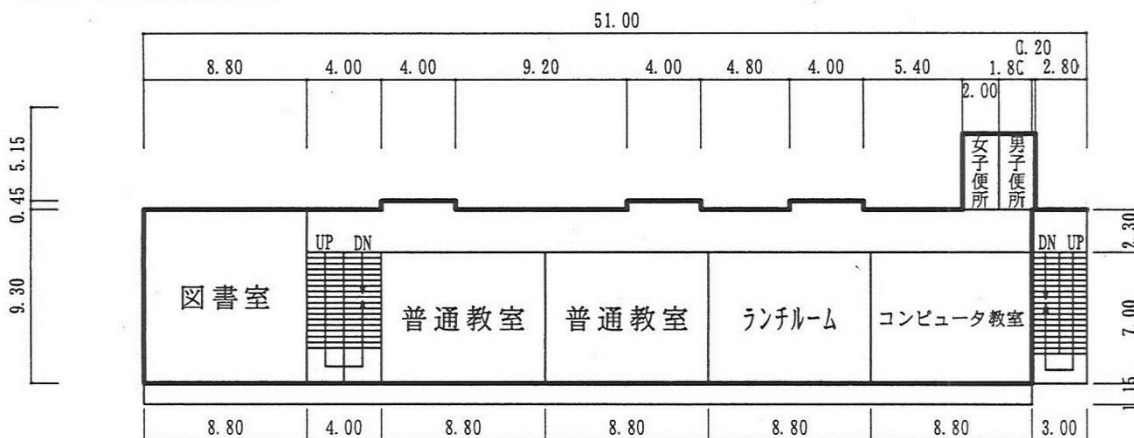
利用者が契約内容に違反したとき、応募資格を満たさなくなったときは、有償・無償にかかわらず、当該貸付契約を解除します。

参考 平面図

⑩ R C 校舎 1 階



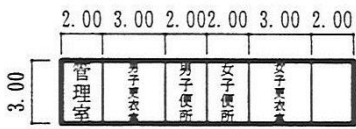
⑩ R C 校舎 2 階



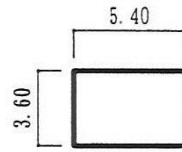
⑩ R C 校舎 3 階



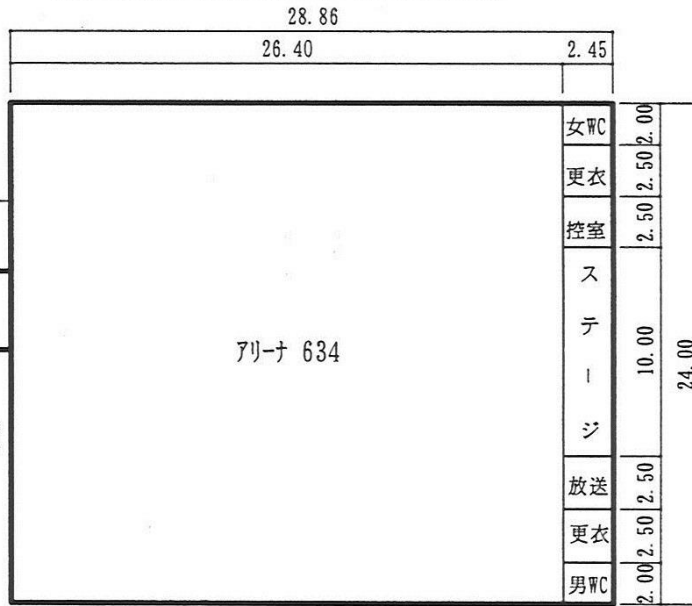
⑪ プール専用付属室 42m²



⑬ 倉庫 19m²



⑫-1 屋内運動場 693m²



⑫-2 体育倉庫 13m²

様式 1

平成 年 月 日

旧酒谷中学校跡地利用（プロポーザル）応募申請書

日南市教育長 様

所在地
申請者団体名
代表者名 ㊟
電話番号
担当者氏名

応募資格を満たしており、旧酒谷中学校跡地利用者募集要項に基づき参加を希望するので、関係書類を添えて応募申請します。

（関係書類）

(1) 申請者の概要書

- ・定款、寄付行為、規約、会則等、その他これらに類する書類の写し
- ・市民税、固定資産税、法人税等の納税証明書
- ・法人登記事項証明書、前年度の決算書(貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む。)
- ・個人身分証明書、前年度分の確定申告書(附属明細書等を含む)の写し
(注) 任意団体は、規約や決算書など、「法人」に準じてください。
- ・代表者及び役員等名簿
- ・団体等紹介パンフレットなど

(2) 事業計画書

(3) 収支計画書（30年度から32年度まで）

様式 2

申請者の概要書

氏名または名称（団体名等）	
代表者名	
所在地	
担当者の連絡先	（担当者職氏名） （住所） （電話） （FAX） （E-mail）
設立年月日（団体等）	
申請者の営む主な事業	
申請者の構成	○ 会員数・総従業員数等 名
特色・備考等	

- ※ 最新の情報を記入してください。
- ※ A4（上記様式）1ページに記入してください。

事業概要書

申請者氏名 _____

1 事業概要について

2 貸付について

貸付希望施設に○、または記入してください。

- (1) すべての貸付対象施設
- (2) 貸付対象施設の一部

様式 4

収支計画書(平成 30 年度から平成 32 年度まで)

申請者名 _____

平成 30 年度

事業名	収入額	支出額
合計		

平成 31 年度

事業名	収入額	支出額
合計		

平成 32 年度

事業名	収入額	支出額
合計		

※ 様式 4-①の総括表になります。

年度別事業収支予算書

申請者名 _____

平成 年度

1 収入

項 目	収 入 額	備 考
合 計		

2 支出

項 目	支 出 額	備 考
合 計		

※ 様式4の内訳を年度別に記入してください。
 支出については、人件費、事務費、事業費、その他必要な経費を計上してください。

日南市教育委員会
学校教育課 管理係 行き
ファックス 0987(24)0987

平成 年 月 日

現地説明会申込書

日南市教育長 様

所在地

申請者団体名

代表者名

⑩

電話番号

担当者氏名

旧酒谷中学校跡地利用者募集要項に基づき、現地説明会に参加を希望します。